

# 組合だより

発行所  
**岡山大学職員組合**  
〒700-8530 岡山市津島中 2-1-1  
電話 086-252-1111 (代)  
(内線) 7168  
直通・FAX 086-252-4184

第29号  
2月15日  
2002年

岡山大学職員組合ホームページ <http://hb4.seikyoku.ne.jp/home/ODUnion/> メールアドレス [ODUnion@mb4.seikyoku.ne.jp](mailto:ODUnion@mb4.seikyoku.ne.jp)

## 二月二十八日提出へ

### 学長交渉要求事項まとめまる

#### 大学改革の基本方向・教職員の労働条件改善など

岡大職組は執行委員会での討論をふまえて、「岡山大学の教育・研究・医療および教職員の労働条件などの改善に関する要求書」をとりまとめ、二十八日に学長宛提出の運びとなりました。その全文は「組合だより・特別号」としてすぐ発表する予定です。法人化問題・改組計画、入試体制、労働条件の改善など、現在の緊急かつ重大な問題に関して、きめ細かな要望や質問をしています。

#### 法人化問題 「教学」「経営」に優位

まず要求書は、「通則法を前提とする国立大学の独法化には反対する」という昨年度の学長交渉での「回答」を確認した上で、これまでの「努力」と現時点での学長の現状認識をただしています。そして、教学と経営の分離についての「基本的な考え方とその具休像」はなんであるのかを問うた上で、「たとえ「分離」が可能としても明らかに「教学」が「経営」に優位するものと考えますがいかがでしょうか」と確認を求めています。

#### 「研究を志す教員」

これは「経営と教学の分離」という提起と合わせ考えるならば、研究中心の教員・教育中心の教員・経営あるいは学内行政中心教員といった機能分担が前提されているようにも考えられるがその真意は、どこにあるのかと質問しています。

#### 構成員の意思はどうやってくみ上げるのか

「構造改革プラン」は、学長のリーダーシップについて強調するとともに、構成員の「意思意向」に留意しつつ意思決定をするとしていますが、学長がどうやって構成員の意思をくみ上げるのか、そ

#### 「トップ30」

「構造改革プラン」は、「各教員が自己評価し、その分野で国内「トップ30」に入ることを目指す。」とされていますが、

の手続きにはまったく触れられていません。その点について、要求書は、「制度的保証を設ける」ことを要求しています。

#### 学長選考方法は

また、同プランは学長選挙制度について、何ら触れていないが、組合は従来通りの選出方法を前提にしているものと受け取っているとして、その点の明確な確認を求めています。

#### 校費重点配分の実績は

今年度の校費は、「学長の責任のもと」10%が重点配分されたのですが、その具体的な配分の基準と実績、その成果はどうであったか、などについて学長の「自己評価」を求めています。

#### 教員の個人評価は慎重に

1月評議会の「教員の個人評価」の試行に関して、その目的・手法・手段などについて構成員の十分な理解と

了解とが得られていないことを指摘した上で、その「試行」過程で、「十分に各教員の意見や疑問をとりあげ、十分な議論を保障」するようにと要求しています。

#### 改組計画について

この点について、要求書は、「ロースクール構想、教育学部の統廃合、文化科学研究科の改組、自然科学研究科の改組、環境総合研究機構構想、国際教育研究センターの改組、保健スポーツセンター構想などの具体的内容や見直しなどを質問しています。

#### 入試制度改革

要求書は「教職員の入試事務についての負担は大変なものとなってきています」という窮状を訴え、「この現状についてどのように考えられているのかお聞かせください」と学長の現状認識を問うています。同プランも「改革の必要」について指摘していますが、それがどのようにして、試験制度の改善と教員の負担軽減に繋がるのかを質問し、その有効な方策を問うています。

#### 教育改革

教養教育についてコアカリキュラムと一貫カリキュラムとの関係についても質問しています。

#### 労働条件の改善

要求書は、現在の繁忙化傾向の中で定期問題をどのように打開していくのか、大学当局の方策を問うています。

ついで、女性職員、技術系職員、看護婦など各職域ごとの問題や要求をとりまとめ、大学側の改善を強く求めています。また、定員外職員の雇用の安定と労働条件の改善のために、文部科学省や人事院などに要望するよう求めています。

#### 座標軸

「雪は汚れていた」は沢地久枝の本の表題である。226事件を扱ったものだ。少し前に問題を起こした某食品会社がふたたび問題を起こした。「雪」は汚れていた。落ちてしまったイメージの回復は、不可能なように見える。企業の売却や合併のほかにもう道は残されていないという声もある。やっと先の失敗から立ち直ろうとしている矢先だけに、関係者の絶望的なショックは想像に難くない。だが、それにしても、はじめの案にあった肉の素性を明確にする証明書が、どこまで必要でなくなったのだろうか。

さらに避ければ、EUからの警告を、なぜ無視したのかというところまで行き着く。その謎を事実にして解明することは、私には不可能なことである。しかし、同じような問題が私たちの周辺で起きたとき、私たちがどう対応するかについて思いつくことは可能だ。骨粉飼料についての警告の段階で、骨粉を廃止し、骨粉を食べる可能性のある牛の肉を全部すぐさま処理するという処置が可能であったか。それがどれほどの財政負担を引き起こすか。それがどれほど深刻な影響を市場や業界に引き起こすか。現状を見ればそれは明らかだ。そこまでの深刻な事態を予想した上で、警告を受け止めた一連の措置を直ちに執る。そうした体制が、私たちを含めての日本の組織に中にあるのだろうか。残念ながら私には、そうだとする自信はない。その結果、不幸な事実が現実になり、運動が発生し、政府が重い腰を上げ、最後に誰かがスケープ・ゴートとされて一件落着いたというのが、これまでのパターンである。雪が汚れていたのは確かだが、汚れているのは雪だけだろうか。そこまでメスを入れることこそ本当の「構造改革」だと思ふ。(い)

# 「非公務員型」問題で「要望書」に基づき文部科学省と「折衝」 「最終報告素案」に基づく説明に対し、「公務員型」等を強く主張

三月六日までに「調査検討会議」の全委員から「最終報告素案」に対する意見を求めること、「最終報告」の公表は三月二十六日頃の予定とのこと、事態は緊急の度を加えてきました。左は森田書記長からの委員長宛連絡を、ほぼそのまま採録したものです。全力あげて「公務員型」を実現し、大学の自主性・自律性確保のために闘いましょう。

## 散歩道

青い空からあられの  
ような雪が舞ってくる。  
久しぶりの寒気団が、  
西日本にも張り出して  
きた。  
紅梅は、吹き募る寒  
風の中にも、凜として  
たじろぐふうもない。  
陽光に誘われて咲き  
出した白梅は、北風に  
煽られて、花びらが吹  
きちぎれそうだった。  
公民館横の斜面に広  
がる梅林の白梅が一斉  
に身を震わせている様  
はいささか哀れ。

白梅の  
花びら揺らす  
戻り寒

ただそれは、実のと  
ころ、草木の実際に疎  
いものの勝手な感傷か  
もしれない。  
華奢なように見えて  
その実逞しく強い女性  
のことを考えれば、不  
思議でも何でもはない。  
脆く毀れるのではない  
かと気遣うのは、男の  
側の思いこみだ。  
白梅の花びらも、北  
風くらいで吹きちぎれ  
たりすることは、滅多  
にない。揺れて揺れて、  
しかし、がっちりとした  
を捉えて離さない。  
花弁が萼から飛散す  
るとき、そこには、も  
う小さいながら梅の実  
が残されているので  
ある。

# 教職員の身分は「公務員型」を 大学の自主性・自律性確保へ

全大教は、2月22日、文部科学省「国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議」の連絡調整委員会の事務局である文部科学省大学改革推進室杉野室長と緊急に会い、『新しい国立大学法人』像について(案)、「最終報告素案」の内容について説明を求めるとともに、その問題点をたしました。

杉野室長は、2月21日の連絡調整委員会で、「最終報告素案」が配布され、昨年9月の「中間報告」で、「最終報告」に向けた主な検討課題とされていた「教職員の身分の扱い」「運営組織の在り方」「中期目標の作成手続き」等について基本的方向が出されたとして、以下の説明を行いました。

1. 「教職員の身分の扱い」について、「諸規制の大幅な緩和と大学の裁量の拡大」という観点から、教職員の身分は「非公務員型」とすることが適当であること。その際、法人への移行職員が不利益を被らないよう、退職手当、医療保険・年金、宿舍などについて法的措置を講じること、大学が、共同して採用試験・研修を実施するための具体的方策の検討、円滑な人事交流の方策についての検討が必要であるとしています。また、「非公務員型」に伴い、教育公務員特例法が法的に適用されないことについて、憲法上保障されている学問の自由に由来する「大学の自治」の基本は、教員人事を大学自身が主体的に行うことであり、具体的には、教員等の人事に関する基準・手続き等は、大学内部の規則として定めるとしています。
2. 「運営組織の在り方」については、具体的には、以下のような運営組織ととしています。
  - (1) 主に教学面に関する重要事項や方針を審議する評議会(仮称)と並んで、主に経営面に関する重要事項や方針を審議する運営協議会(仮称)を設け、そこに相当程度の学外の有識者を参画させる。(2) 学長は、経営面に関する運営協議会(仮称)の審議と、教学面に関する評議会(仮称)の審議を踏まえ、最終的な意思決定を行う。
  - (3) ただし、特定の重要事項については、学長の意思決定に先立ち、役員会(仮称)(監事を除く役員(学長・副学長)で構成し、学外者を含む)の議決を経る。
3. 「中期目標の作成手続き」については、「中期目標については、大学の教育研究の自主性・自律性を尊重する観点から、あらかじめ各大学が文部科学大臣に中期目標の原案を提出し、文部科学大臣は、これを十分に尊重し、大学の教育研究等の特性に配慮しつつ、また、国の高等教育・学術研究に係るグランドデザイン等や各大学の定める長期目標との整合性に留意して、中期目標を策定する。」としています。
4. また、杉野室長は3月6日の連絡調整委員会までに「調査検討会議」の全委員から「最終報告素案」に対する意見を求めること、「最終報告」の公表は3月26日頃の予定であることも明らかにしました。

これに対し、全大教は、「調査検討会議における『最終報告』へ向けての『教職員の身分の扱い』等に関する検討作業に対する要望書」に基づき、「非公務員型」の問題点を明らかにし、「教職員の身分は公務員型とし、教員については、教育公務員特例法を適用すること」をはじめ、大学の自主性・自律性を高める立場から、制度設計の再検討を強く要求しました。また、その立場から改めて会見することも求めました。

全大教、各単組では、「最終報告素案」の分析・批判をすすめつつ、この間の全大教通知等に基づき、要求打電、学長への要望書提出・会見、宣伝、緊急集会、国会請願署名等のとりにくみを強化します。また、今後のとりにくみについては、あらためて中央執行委員会で検討し、第25回臨時大会で意思統一を図ることにしています。